

# 平成30年第5回 輪島市農業委員会 定例総会 議事録

## 1 会議の日時及び場所

(1) 日 時 平成30年5月25日(金) 午後4時40分から

(2) 場 所 輪島市役所4階 第1会議室

## 2 招集者 輪島市農業委員会 会長 向面 正一

## 3 会議に出欠席した委員数及び氏名等

### (1) 出席委員15名

1番 坂下 正幸

8番 田中 喜義

15番 森山 博

2番 石倉 稔

9番 新澤 晟

16番 新谷 義治

(欠席)

10番 岩坂 一明

17番 田上 正男

4番 山本 秀夫

11番 山崎 覺治

5番 森谷 正美

(欠番)

6番 安 津久人

13番 東 克芳

7番 向面 正一

14番 大宮 正

### (2) 欠席委員

3番 谷内 吉夫

## 4 会議に出席した事務局職員

事務局長 坂下 正浩 事務局員 坂出 和彦

## 5 傍聴者 0人

## 6 会議に付議した議件

(1) 議案第18号 農地法第3条の規定による許可申請について

## 7 報告事項

(1) 報告第14号 農地法第3条の3の規定による届出について

(2) 報告第15号 農地法制限除外の届出について

(3) 報告第16号 非農地証明願について

## 8 議事

開会 16:40 閉会 17:01

|      |  |
|------|--|
| 事務局長 | それでは定刻となりましたので会長よろしく申し上げます。  |
| 議長   | それでは開会いたします。<br>ただ今の出席委員は、15名であります。農業委員会等に関する法律第21条第3項の規定に基づき、在任委員の過半数に達しておりますので、第5回輪島市農業委員会定例総会を開会いたします。  |
| 議長   | 会期についてお諮りいたします。会期を本日1日といたしたいと思えます。これに、ご異議ありませんか。<br><br>(「異議なし」との声あり)  |
| 議長   | ご異議なしと認めます。よって、会期を本日1日といたします。  |
| 議長   | 議事録署名委員を指名いたします。<br>議席番号9番 新澤 晟 委員 及び 議席番号10番 岩坂 一明 委員の両委員を指名いたします。  |
| 議長   | 議案の提案をいたします。<br>市長より提出のあった【議案第18号】の農地法第3条の規定による申請について議題といたします。事務局、説明をお願いします。   |
| 事務局  | 議案書2ページをご覧ください。議案第18号の農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認についてです。今月は1件です。<br><br><b>【議案第18番、1番を議案書をもとに朗読】</b><br><br>合計4筆600㎡で内訳は田が369㎡、畑が231㎡です。全ての申請について農地法第3条第2号各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えております。以上です。 |

|       |  |
|-------|--|
| 議 長   | それでは申請番号 1 番について地区担当委員議席番号 1 6 番 新谷 義治委員よりご意見をお願いいたします。  |
| 新谷委員  | 1 6 番新谷です。先日 19 日に譲受人と現地に行って参りました。3 ページにある地図のとおりですが、山ノ上町の中に西脇町の地番があるわけです。場所的には譲受人の家の脇になります。譲渡人は何年も前に杉平町に転居しております。そこで譲受人が作る事になったそうです。耕作者が変わるといっただけで何も影響はありません。以上です。   |
| 議 長   | それではこれより質疑を許します。   |
| 各 委 員 | (意見・質疑なし)  |
| 議 長   | 質疑がないようですので、採決を採りたいと思います。<br>【議案第 1 8 号】について、原案どおり可決決定することに、ご異議ございませんか。  |
| 各 委 員 | (「異議なし」との声あり)  |
| 議 長   | ご異議なしと認めます。<br>よって【議案第 1 8 号】は、原案どおり可決決定いたします。<br>次に【報告第 1 4 号】の農地法第 3 条の 3 の規定による届出を受け付けましたので、事務局、説明をお願いいたします。  |
| 事 務 局 | 議案書 5 ページをお開きください。報告第 14 号農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出についてです。今月は 1 件です。<br><br><b>【議案書にもとづいて、農地の相続の届出の内容を朗読】</b><br><br>以上合計 10 筆 8,943 m <sup>2</sup> です。内訳は田が 7,813 m <sup>2</sup> 、畑が 1,130 m <sup>2</sup> です。 |
| 議 長   | それではこれより質疑を許します。   |

|      |   |
|------|---|
| 各委員  | (意見・質疑なし)   |
| 議長   | 質疑がないようですのでそれでは【報告第14号】を終わります。<br>次に【報告第15号】の農地法施行規則該当転用届を受け付けましたので、事務局、説明をお願いいたします。  |
| 事務局  | 議案書7ページをお開きください。報告第15号農地法施行規則該当転用届についてです。今月は1件です。<br><br><b>【議案書にもとづいて、制限除外の届出の内容を朗読】</b><br><br>以上合計1筆9㎡で内訳は田が9㎡です。<br>1番については携帯電話基地局です。以上です。    |
| 議長   | それでは、申請番号1番について地区担当委員議席番号1番 坂下 正幸委員よりご意見をお願いいたします。  |
| 坂下委員 | 場所は8ページの地図にあるとおりです。空熊町から三井小学校へ抜ける道沿いにあり、昔から橋屋さんがありその橋屋を超えたところにありました。所有者にはあえませんでした。奥さんがいましたので携帯電話の基地局ができたら影響があるか聞いたところ影響はありませんとの事でしたので、そのとおり報告します。 |
| 議長   | それではこれより質疑を許します。  |
| 各委員  | (意見・質疑なし)   |
| 議長   | 質疑がないようですのでそれでは【報告第15号】を終わります。<br>次に【報告第16号】の農地法の適用を受けない土地の証明願を受け付けましたので、事務局、説明をお願いいたします。   |
| 事務局  | 議案書10ページをお開きください。報告第16号非農地証明願承認についてです。今月は1件です。  |

**【議案書にもとづいて、非農地証明願の内容を朗読】**

以上合計 3 筆 31 m<sup>2</sup>で内訳は田が 31 m<sup>2</sup>です。申請地については、現在の所有者の先代が取得された当初から農地の状態では無く、通路の用に使用しており現在は駐車場となっています。以上です。

議長 それでは、申請番号 1 番について地区担当委員議席番号 5 番 森谷 正美委員よりご意見をお願いいたします。

森谷委員 はい、5 番森谷です。16 号について報告いたします。5 月 23 日に岩坂、山崎両委員、今井代書人、譲受人の奥さんと事務局で現地確認をしてきました。この状況ですが、昭和 34 年頃に現在の所有者と前の所有者で売買をしたのですが、その時に現況が田だったそうです。その時わからなかったのか農業委員会に届出をしなかったようです。今回代書人が確認したところ田のままだったという事であわてて農業委員会に届出に来て非農地証明願に至ったそうです。事務局の説明に駐車場とありましたが、車を 2 台ほど駐めるところでした。このような状況でしたのでよろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。それではこれより質疑を許します。

各委員 (意見・質疑なし)

議長 質疑がないようですのでそれでは【報告第 16 号】を終わります。以上をもちまして、総会の議事は全部議了いたしました。

議長 「いしかわ農業委員活動 1・1・1 運動」については大宮委員より報告をお願いします。

大宮委員 (大宮委員より「1・1・1 運動」の活動報告)

議長 それでは第 5 回 輪島市農業委員会 定例総会を閉会いたします。どうもご苦労さまでした。

平成30年5月25日

以上、議事の概要を記録し、相違ないことを証するためここに署名する。

記 録

輪島市農業委員会会長

\_\_\_\_\_

署 名 委 員            9 番

\_\_\_\_\_

署 名 委 員            10 番

\_\_\_\_\_